

転出に関連するおもな手続き

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります
「★」マークのある項目は、振興事務所でも受付しています。

下記にあてはまる方は同一世帯にいらっしゃいますか？ ※該当のお手続きをご自身で確認してください。		手続き	必要なもの	ご自宅 手続き 可能	該当	受付窓口	受付済
住所・戸籍	マイナンバーカードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用 (住所変更)	(お持ちの方) マイナンバーカード			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	転出先での再申請が必要です。	転出先の市区町村にご相談ください。				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。	—	—		—	—
保険・年金	国民健康保険に加入している方	①国民健康保険の脱退 ②保険証の返却	国民健康保険証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	→70歳から74歳までの方	国民健康保険証兼高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証				
		負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください。	—				
	→就労のために転出する方 →住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き飛驒市の保険証を使う手続き	在学証明証				
			在園証明書				
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →岐阜県外へ転出する方	—	後期高齢者医療保険証				
		負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください。	—				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	①限度額適用認定証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ③特定疾病療養受療証など				
	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談	—				
		国民年金の任意加入	—				
高齢	緊急通報装置を設置の方	解除届	—			地域包括ケア課★ (ハートピア古川) ☎0577-73-6233	
	65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証等				
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険 住所地特例適用届 保険証を回収し、後日新しいものを郵送します。	—				
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください。	介護保険証			保険証の回収は市民保健課で可能です	
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	福祉医療費受給者証 (交付されている方)			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。			総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483	
※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送にて返却いただくことも可能です。							
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を受領し 転校先へ提出してください。			学校教育課 (西庁舎2階) ☎0577-73-7494	
	児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください。	転出先での申請遅れに注意してください。 ※転出予定日の翌日から起算して15日以内			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	福祉医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生)	受給者資格変更届または喪失届	福祉医療費受給者証				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き	—				
	妊娠中の方	飛驒市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先でお手続きください。	—			保健センター ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2948	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			子育て応援課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2458	
		医療費受給者の資格変更届または喪失届	福祉医療費受給者証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。			総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483	
税・料金	上下水道の使用をやめる方	水道・下水道等異動申請書（兼届出書）	①本人確認書類			水道課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7484	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください。			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
	海外に転出される方	納税管理人へのご相談	—				
	未納となっている税や料等のご相談	納付相談	—				
	飛驒市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人へのご相談	—				
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会 岐阜事務所にてご相談ください。				軽自動車検査協会 050-3816-1775	
	自動二輪を所有している方	※飛驒自動車検査登録事務所でご相談ください				飛驒陸運局 ☎050-5540-2054	

その他	市営住宅を退去される方	市営住宅の退去手続き	※お客様の状況により手続き場所が異なります。まずはお電話にてご確認ください。			建築住宅課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-0153	
	同報無線の無償貸与を受けている方	防災行政無線個別無線の変更	印鑑			危機管理課 ★ (本庁舎2階) ☎0577-62-8902	
	ゴミの出し方のご案内	ごみの出し方パンフレット	※お住まいの自治区によりごみの出し方が異なります。			環境課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7482	



飛驒市役所

〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

開庁時間

あさ8時30分～夕方5時15分

窓口受付時間

あさ9時00分～夕方4時30分

土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです。

各支所でも各種手続きができます。
なお、支所では受付していないものがあります。
す。内側の表でご確認ください。

市役所代表番号

☎0577-73-2111



飛驒市ホームページ <https://www.city.hida.gifu.jp/>

手続きチェックシート 転出

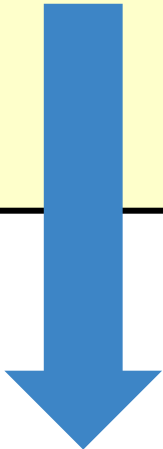
他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- お持ちの方は「マイナンバーカード」
- 外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの



- そのほか
- ・パスポート
 - ・障害者手帳
 - ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。